

(昭和四十四年法律第九十四号) 第八条の規定及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号) 附則第七項の規定並びに日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令(平成九年文部省令第四十二号) 第三条第二項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から長期勘定への繰入れに関し定める件(平成九年文部省告示第二二〇一号)の一部を次のように改正し、平成十一年度における繰入額から適用する。

平成十二年六月九日

文部大臣 中曾根弘文

第一号イ中「口において」を「以下」に改め、同号口中「平成九年法律第四十八号」の下に「次号において「法」という」を、「として日本私立学校振興・共済事業団」の下に「次号において「事業団」という」を加える。

○厚生省告示第二六十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号) 第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号) 第十七条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金等の交付に関する同表の下欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる都道府県の知事が行うこととしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成十二年六月九日

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

厚生大臣 丹羽 雄哉

第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 前号の規定にかかわらず、法第三十二条第一項に規定する残余の額が、事業団の予算で措置された法第二十二條第一項第三号の助成金(以下この号において「助成金」という)の額及び長期勘定への繰入額を合算した額を下回る場合の繰入額は、残余の額から助成金の財源に充てられて、当該繰入額が前号イに掲げる額を超えないときは、残余の額から助成金の財源に充てられる額を控除した全額を施行令第四条第一号に掲げる費用について繰入れを行うものとし、当該繰入額が前号イに掲げる額を超えるときは、前号イに掲げる額を施行令第四条第一号に掲げる費用について、当該繰入額から前号イに掲げる額を控除した額を同条第二号及び第三号に掲げる費用について繰入れを行うものとする。

補助金等の名称	都道府県が行う事務	都道府県が行う事務の内容
<p>(項) 老人福祉費</p> <p>(目) 老人保健事業推進費等補助金(被爆者老人医療費支弁事業及び原爆被爆者特別事業以外の事業に對するものであって、市町村(特別区並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二十八條第六十七号) 第二十八條第十四条第一項の一部を包含し及び広域連合を含む)に係るものに限る。</p> <p>(目) 老人医療給付費負担金</p>	<p>すべての都道府県</p>	<p>一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号) 以下「法」という。第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理</p> <p>二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等</p> <p>三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理</p> <p>四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認に係る通知</p> <p>五 法第八条の規定による決定の通知</p> <p>六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知</p> <p>七 法第十二条の規定による状況報告の受理</p> <p>八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知</p> <p>九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知</p>

<p>(目) 老人福祉費 養護老人ホーム等保護費負担金(市町村(地方自治法第二十五條の二第一項の指定都市及び同法第二十五條の二(以下「指定都市等」と含む)に係るものに限る。)</p> <p>(目) 特別養護老人ホーム保護費負担金(市町村(指定都市等を除き特別区を含む)に係るものに限る。)</p>	<p>(項) 老人福祉費</p>
<p>すべての都道府県</p>	<p>(項) 社会福祉諸費</p>
<p>一 法第五條の規定による補助金等の交付の申請の受理</p> <p>二 法第六條第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等</p> <p>三 法第八條の規定による決定の通知</p> <p>四 法第十條第四項において準用する法第八條の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知</p> <p>五 法第十二條の規定による状況報告の受理</p> <p>六 法第十三條第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知</p> <p>七 法第十三條第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知</p> <p>八 法第十四條の規定による実績報告の受理</p> <p>九 法第十五條の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知</p> <p>十 法第十六條第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知</p> <p>十一 法第十六條第二項において準用する法第十四條の規定による是正のための措置の命令に従つて行う補助事業等に係る実績報告の受理</p> <p>十二 法第十七條第四項において準用する法第八條の規定による決定の取消しに係る通知</p> <p>十三 法第十八條第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知</p>	<p>十四 法第十四條の規定による実績報告の受理</p> <p>十一 法第十五條の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知</p> <p>十二 法第十六條第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知</p> <p>十三 法第十七條第四項において準用する法第八條の規定による決定の取消しに係る通知</p> <p>十四 法第十八條第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十五 法第十八條第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十六 法第二十三條第一項の規定による立入検査等</p>

<p>(目) 特別養護老人ホーム保護費負担金(市町村(指定都市等を除き特別区を含む)に係るものに限る。)</p> <p>(目) 高齢者居宅介護事業費補助金(市町村(指定都市等を除き特別区を含む)に係るものに限る。)</p>	<p>(項) 社会福祉諸費</p>
<p>すべての都道府県</p>	<p>(項) 社会福祉諸費</p>
<p>一 法第五條の規定による補助金等の交付の申請の受理</p> <p>二 法第六條第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等</p> <p>三 法第七條第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理</p> <p>四 法第七條第一項第二号、第三号及び第四号の規定による承認に係る通知</p> <p>五 法第八條の規定による決定の通知</p> <p>六 法第十條第四項において準用する法第八條の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知</p> <p>七 法第十二條の規定による状況報告の受理</p> <p>八 法第十三條第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知</p> <p>九 法第十三條第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知</p> <p>十 法第十四條の規定による実績報告の受理</p> <p>十一 法第十五條の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知</p> <p>十二 法第十六條第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知</p> <p>十三 法第十六條第二項において準用する法第十四條の規定による是正のための措置の命令に従つて行う補助事業等に係る実績報告の受理</p> <p>十四 法第十七條第四項において準用する法第八條の規定による決定の取消しに係る通知</p> <p>十五 法第十八條第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十六 法第十八條第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十七 法第二十三條第一項の規定による立入検査等</p>	<p>十四 法第十八條第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十五 法第二十三條第一項の規定による立入検査等</p>

- (項) 社会福祉諸費
- (目) 介護保険事業費補助金
（市町村特別区並びに地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合を含む。）に係るものに限る。）
- (目) 介護円滑導入臨時特別交付金
- (項) 介護保険助成費
- (目) 介護給付費負担金

すべての都道府県

- 一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理
- 二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等
- 三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理
- 四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知
- 五 法第八条の規定による決定の通知
- 六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知
- 七 法第十二条の規定による状況報告の受理
- 八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知
- 九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
- 十 法第十四条の規定による実績報告の受理
- 十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知
- 十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知
- 十三 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知
- 十四 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
- 十五 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
- 十六 法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○厚生省告示第二百六十三号

平成四年三月厚生省告示第百号をもって告示した指定検査機関社団法人徳島県獣医師会の主たる事務所の所在地を、平成十二年五月一日をもって、次のとおり変更する旨の届出を受理したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二十三条第三項の規定に基づき告示する。

平成十二年六月九日
変更前の所在地 徳島県徳島市北佐古一番町六十一番十一号
変更後の所在地 徳島県徳島市不動本町二丁目百四十番三

厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省告示第二百六十四号

昭和六十一年十二月厚生省告示第二百二十五号をもって告示した指定検査機関社団法人滋賀県薬剤師会の検査施設は、平成十一年十二月六日その所在地を次のとおり変更した。
平成十二年六月九日
変更前の所在地 滋賀県草津市南笠町八十七番地八
変更後の所在地 滋賀県草津市笠山七丁目四番五十二号

○農林水産省告示第八百三十三号

肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）附則第五項の規定に基づき、平成十二年四月二十一日農林水産省告示第六百四十四号（肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第五項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を定める件）の一部を次のように改正する。
平成十二年六月九日
農林水産大臣 玉沢徳一郎

表中 熊本県

北海道のうち 帯広市、河東郡音更町、土幌町、上土幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、尾羽郡志保町、大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊岡町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町	熊本県	満四月	農林水産大臣 玉沢徳一郎
--	-----	-----	--------------

○運輸省告示第二百二十九号

新島空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十二年六月九日

- 一 設置者の氏名及び住所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
- 二 飛行場の名称及び位置 新島空港 東京都大島支庁管内新島村
- 三 変更した事項（変更前の事項については、昭和六十二年運輸省告示第三百二十三号を参照。）
和六十二年運輸省告示第三百二十三号を参照。）
滑走路 強度 単車輪荷重二・六トン

○運輸省告示第二百四十号

神津島空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十二年六月九日

- 一 設置者の氏名及び住所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
- 二 飛行場の名称及び位置 神津島空港 東京都大島支庁管内神津島村
- 三 変更した事項（変更前の事項については、平成四年運輸省告示第三百十号を参照。）
滑走路 強度 単車輪荷重二・六トン

○建設省告示第五百九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
平成十二年六月九日

青森県三ツ目内地すべり防止区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号を三ツ目内川の左岸に沿って結んだ線、標柱二号と標柱三号を用悪水路に沿って結んだ線、標柱三号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱十二号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域	建設大臣 中山 正暉
青森県南津軽郡大鰐町 大字森山 字小金平 字三ツ目内 字目屋沢出口 字小谷	参〇番 参参五番式参式 参参七番式四〇 参参七番式四〇 参参七番式四〇 参参七番式四〇 参参七番式四〇 参参七番式四〇
大字森山 字杉ノ沢 字小金平	参四番参参 式番五 式番五
	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号 十一号 十二号